

第11回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時
平成20年1月24日(木)午後1時15分から午後2時50分まで
- 第2 開催場所
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者
(委員)
板野裕爾, 岡光民雄(委員長), 柏村二三男, 寺島由浩, 高橋一郎, 高橋文郎, 二瓶由美子, 村上満男, 森高重久, (五十音順, 敬称略)
(説明者)
柳田事務局長, 齋藤民事首席書記官, 高坂刑事首席書記官, 酒井総括執行官, 長沼総務課長
(庶務)
栗田総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(長沼総務課長)
 - 2 委員の交代
 - (1) 金平祖隆委員の退任に伴い平成19年8月1日付けで柏村二三男委員が, 片岡康夫委員の異動に伴い同年8月31日付けで村上満男委員が, 新たに同年12月27日付けで寺島由浩委員がそれぞれ選任された旨説明
 - (2) 柏村二三男委員, 村上満男委員及び寺島由浩委員自己紹介
 - 3 議事
 - (1) 執行官の職務について, 福島地方裁判所総括執行官酒井和男より説明
 - (2) (1)の説明についての質疑応答等の要旨
【動産執行手続の現状について(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)】
 - 執行官になるには, どのような方法があるのか。
 - ◎ 執行官規則1条において, 「執行官は, 多年法律に関する実務を経験したものとて最高裁判所が定める基準に該当する者のうちから, 筆記及び面接の試験により, 執行官として必要な法律知識及び資質を有する者を選考して, 任命する。」とされている。具体的には, 一定の俸給以上の公務員, 弁護士, 弁理士, 司法書士, 不動産鑑定士などが対象となり, 採用の必要が生じたときに公募し, 試験を行った上で採用している。
 - 差押禁止動産が複数あった場合は, 一つ残せば良いのか。
 - ◎ 動産の種類のみによって一概に差押禁止動産か否かは決しておらず, 具体的事案に応じて判断している。テレビが数台ある場合, 1台以外は差押えの対象としている。
 - ◎ 本物かどうかの見極めも含めて, 動産の評価は非常に難しい。債権者から自分が買い受けるので高く評価してほしいとの申出には, 心理強制となることから, 応じていない。逆に債務者から差押動産の評価について意見があれば, 斟酌して評価している。
 - 昔は差押禁止動産の種類はもっと少なかった。今は差押えができる物がほとんどないに等しい。
 - ◎ 任意弁済金として受領する場合もあるが, 政令により差押禁止金銭の額が66万円と定められているので, 一般家庭で現金を差押さえることは難しい。
 - 仏壇など, 祭祀に係る物は差押えの対象とならない。

- 妻のネックレスなど本人の占有物でない物や高額なピアノでも子供の教育に関するものであれば差押えの対象とはならない。
 - 動産執行事件の最近の申立件数はどうか。
 - ◎ 以前に比べてかなり減っている。
 - 商品は差押えの対象となるのか。
 - ◎ 対象になる。
 - 差押えできる物が少ないにもかかわらず、あえて申し立てるのは、任意履行を求める手段としての申立てが多いということか。
 - ◎ 理由の一つとしてあると思われるが、それも含め、債務者とコンタクトをとりたいということもあるのではないか。
 - 申立人としてはいわゆる貸し倒れ対策としての側面もあるのではないか。
 - ◎ 債権を何とか回収したいという人の申立てもあるが、損金処理の関係でそのようなこともあると思う。
 - ◎ 申立ての際に、差押禁止動産があり、差押えができない物が多いことや任意の履行もなければ債権が回収できないことがあることも十分説明している。
 - 債務者に任意の履行を促し、実際に支払いを受けることはどの程度あるのか。
 - ◎ 任意弁済金を一部受領したことはあるが、割合的にはとても少ない。
 - 差押えに行くとき、債務者に事前に通告するのか。
 - ◎ 動産執行のときは、事前に隠されてしまうと困るので、事前に連絡はしない。「連絡をもらえれば支払いの用意をしたのに。」と言われることもあるが、手続の性質上そのようなことはしていないと説明している。ただし、一度臨場し、占有の確認ができなかった場合、通知をしてから行く場合もある。
- 【不動産明渡し等執行の手続の現状について(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)】
- 執行の相手が、主債務者ではなく保証人等の場合でも同じように行うのか。
 - ◎ あくまでも債務名義の主文の基づいて執行を行うので、債務者であることには変わりはなく、特に手続きを変えることはない。
 - 執行に代理人弁護士が立ち会うことはあるのか。
 - 特に必要性のある場合以外は、立ち会うことはない。
 - ◎ 当事者双方が立ち会うことが多く、互いに熱くなることもある。債務者は自分の家に愛着を持っている人が多く、明け渡しを拒む場合もあるが、「次の人に気持ちよく使ってもらう方がよいのではないか。」等とよく説明して、理解していただくよう努力している。債務者の今後の生活もあるので、いろいろ話をするようにしている。
 - 明渡しの催告から1か月の期間をとっているとのことだが、その間にも債務者と接触はしているのか。
 - ◎ ケースによっては、期日までに頻繁に連絡を取ることもある。また、債務者から連絡が来ることも多いので、コンタクトを取りながら任意履行を勧めることもある。
 - 債務者にも信頼される素晴らしいことだと思う。
 - 債務者の今後の生活について、福祉機関等と協議することはあるのか。
 - ◎ 生活保護などを必要とする債務者がいても、以前は本人がすべてを行わなければならなかったが、現在は関係機関に直接協力を求められるようになった。病人や老人が債務者の場合が現在一番悩ましいところで、1か月間での明渡しが無理な場合は、裁判所に延長を求めることもある。
 - 執行の際の執行官の安全は守られているのか。
 - ◎ 事前の情報収集等により、場合によっては警察に援助を要請することもあるが、通常は1人で執行を行う。携帯するものは、身分証明書のみである。

- 1人で執行を行うことの問題点はあるか。
- ◎ 1人で行うことに危険を感じることもある。また、相手が女性の場合にはトラブルが生じないように配慮している。
- 女性の立場から考えても問題があると思う。立会人を付けたり複数人で行う等、今後の検討課題ではないか。
- ◎ 人数が増えるとそれだけ債権者の金銭的負担が大きくなる。今後、いろいろな工夫が必要だと考えている。

4 次回の予定等について

- (1) 次回の議題は、「裁判員制度」に関するものとし、詳細は追って設定することとした。
- (2) 次回開催期日を平成20年7月9日(水)午後1時15分からとすることです承された。

第5 閉会